

## 山梨県森林総合研究所林業機械管理運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、林業の生産性の向上と低コスト化並びに労働強度の軽減を図るため、実技訓練及び普及用として導入した林業機械の適正な管理と円滑な運営を行うために定める。

### (対象林業機械)

第2条 この要領は別表の林業機械について適用する。

### (管理者)

第3条 前条の林業機械の管理者は森林総合研究所所長（以下「所長」という。）とし、第1条の目的を達成するよう適切に管理する。

### (技術責任者)

第4条 所長は、第2条に定めた林業機械の状態を適切に維持するため技術責任者を選任して管理にあたる。

### (貸出し及び手続き)

第5条 所長は、第1条の目的を逸脱しない範囲において、この要領の適用を受ける林業機械を別表の貸出し対象に記載のある林業事業体等に貸出すことができる。

2 借受けを希望する林業事業体等は、様式1号による申請書に必要事項を記入し提出する。

### (貸出し可否の決定)

第6条 所長は、前条の申請を受理したときは、貸出しの可否を決定し様式2号により申請者へ通知する。

### (貸出し期間)

第7条 貸出し期間は貸出しの日から起算して30日以内とする。ただし、所長が必要と認めるときはこの限りでない。

### (貸出しの条件)

第8条 借受人は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 機械の借入れ及び返還並びに使用に要する一切の費用は借受人が負担すること。
- 2 借受けた機械を転貸しないこと。
- 3 借受けた機械の使用にあたっては安全に十分留意するとともに、これにより事故

等が発生した際には全ての責任を負うこと。

- 4 借受けた機械の状態には常に留意し、異状が認められた際には直ちに使用を中止した上で、技術責任者へ連絡して指示を受けること。
- 5 借受けた機械を滅失又はき損したとき、又は機械による事故が発生したときは、直ちにその程度と理由を様式3号により報告し指示を受けること。
- 6 借受けた機械を返還するときは、機械を借受けた時の状態にして技術責任者の確認を受けるとともに様式4号により実績を報告すること。
- 7 借受期間の延期を希望するときは、期日満了日の5日前までに様式5号により延期申請をおこない承認を受けること。
- 8 その他所長が必要と認めた事項に従うこと。

(借受機械の滅失、き損)

第9条 借受人が借受けた機械を滅失又はき損したときは、所長の指示に従い借受人の責任においてこれを復元するか、又は、費用を弁償しなければならない。

(貸付機械の返還)

第10条 所長は、借受人が次の各号に該当するときは、貸出した機械の返還をさせることができる。

- 1 申請書に虚偽の記載があった場合
- 2 第8条に定めた事項に違反した場合
- 3 その他貸出しが不相当と認められる行為のあったとき

附 則

この要領は平成17年11月7日から適用する。